

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1

Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Change of Address of Assignee
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Immunofrontier, Inc.	04/23/2009
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Immunofrontier, Inc.
Street Address:	801 Shumei Bldg., 2-7-5 Nihonbashi Kayabacho
City:	Chuo-ku, Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	103-0025
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	7414032
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(415)576-0300
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	4155760200
Email:	dlh@townsend.com
Correspondent Name:	Townsend and Townsend and Crew LLP
Address Line 1:	Two embarcadero Center, 8th Floor
Address Line 4:	San Francisco, CALIFORNIA 94111
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	082364-000100US
NAME OF SUBMITTER:	Jennifer L. Wahlsten
Total Attachments: 26 source=change-address-doc#page1.tif source=change-address-doc#page2.tif source=change-address-doc#page3.tif source=change-address-doc#page4.tif source=change-address-doc#page5.tif	

CH \$40.00 7414032

500972612

PATENT
REEL: 023282 FRAME: 0403

source=change-address-doc#page6.tif
source=change-address-doc#page7.tif
source=change-address-doc#page8.tif
source=change-address-doc#page9.tif
source=change-address-doc#page10.tif
source=change-address-doc#page11.tif
source=change-address-doc#page12.tif
source=change-address-doc#page13.tif
source=change-address-doc#page14.tif
source=change-address-doc#page15.tif
source=change-address-doc#page16.tif
source=change-address-doc#page17.tif
source=change-address-doc#page18.tif
source=change-address-doc#page19.tif
source=change-address-doc#page20.tif
source=change-address-doc#page21.tif
source=change-address-doc#page22.tif
source=change-address-doc#page23.tif
source=change-address-doc#page24.tif
source=change-address-doc#page25.tif
source=change-address-doc#page26.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Tomoko Iwamura

of the Shimizu Patent Office, 6th Floor, Kantetsu Tsukuba-Science-City Bldg. 1-1-1,
Oroshi-machi, Tsuchiura, Ibaraki, JAPAN 300-0847

declare as follows:

1. That I am well acquainted with both the English and Japanese languages, and
2. That the attached document prepared by me is, to the best of my knowledge and belief,
a true and correct translation of a certified copy of the following document.

Relevant parts of Certificate of All the Records Registered No. Ku 234157

June 18, 2009

(Date)

T. Iwamura

(Signature of translator)

Tomoko Iwamura

Certificate of All the Records Registered

2-7-5 Nihonbashi Kayabacho, Chuo-ku, Tokyo
Immunofrontier, Inc.
Company number: 0199-01-106111

Trade Name	Immunofrontier, Inc.	
Location of Head Office	<u>1-3-8 Nihonbashi Honcho, Chuo-ku, Tokyo</u>	
	2-7-5 Nihonbashi Kayabacho, Chuo-ku, Tokyo	Relocated on April 20, 2009
		Registered on April 23, 2009
(Omitted)		

This is to certify that the above are all the matters that are recorded on the Resister that are not sealed.

May 1, 2009
Tokyo Legal Affairs Bureau, Shinagawa Branch Office
Registration Officer
Teruyoshi Saji (Official Seal Affixed)

Filing Number Ku 234157

*Underlined parts indicate matters deleted.

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番5号
株式会社イミュノフロンティア
会社法人等番号 0199-01-106111

商号	株式会社イミュノフロンティア	
本店	東京都中央区日本橋本町一丁目3番8号	
	東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番5号	平成21年 4月20日移転
		平成21年 4月23日登記
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成16年10月5日	
目的	1. 医薬品の研究, 開発, 製造, 輸出入並びに販売 2. 医薬品の研究, 開発に関するコンサルティング 3. 上記各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	40万株	
	50万株	平成19年 9月14日変更
		平成19年 9月21日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 11万600株	
	発行済株式の総数 11万9850株	平成19年 1月31日変更
		平成19年 2月 5日登記
	発行済株式の総数 13万2500株	平成19年 2月28日変更
		平成19年 3月 2日登記
	発行済株式の総数 13万6000株	平成19年 5月18日変更
		平成19年 5月22日登記
	発行済株式の総数 16万7250株	平成19年10月22日変更
	各種の株式の数 普通株式 13万6000株 A種優先株式 3万1250株	
		平成19年10月24日登記

東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番5号
株式会社イミュノフロンティア
会社法人等番号 0199-01-106111

	発行済株式の総数 19万8500株		平成19年12月20日変更
	各種の株式の数 普通株式 13万6000株 A種優先株式 6万2500株		平成20年1月9日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する		
資本金の額	金3億6285万円		
	金4億1835万円		平成19年1月31日変更
			平成19年2月5日登記
	金4億9425万円		平成19年2月28日変更
			平成19年3月2日登記
	金5億1525万円		平成19年5月18日変更
			平成19年5月22日登記
	金6億4025万円		平成19年10月22日変更
			平成19年10月24日登記
	金7億6525万円		平成19年12月20日変更
			平成20年1月9日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	(1) 普通株式 40万株 (2) A種優先株式 10万株 【A種優先配当金】 1 当会社は、各事業年度において剰余金の配当（中間配当を含む。以下本条において単に「配当」という。）を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき金400円（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないように取締役会の決議により適切に調整される。以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、同じ事業年度中に設けられた基準日によりA種優先配当金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。 2 ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額がA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、翌事業年度以降に累積しないものとする。 3 当会社がA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を配当した後、同一の事業年度において普通株主又は普通登録株式質		

権者に対して配当を行うときは、同時に、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりと同額の剰余金を配当する。

【剰余財産の分配】

当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金8000円（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう取締役会の決議により適切に調整される。以下「A種優先剰余財産分配額」という。）を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先剰余財産分配額の全額が支払われた後に、なお剰余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者には、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの剰余財産分配額と同額の剰余財産を分配する。

【株式の併合・分割、株主割当て等】

- 1 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- 2 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
- 3 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

【普通株式と引換えにする取得請求権：普通株式への転換】

- 1 A種優先株主は、A種優先株式の発行日の翌日以降いつでも、第2項に定める取得の条件で、当社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求する権利（以下「取得請求権」という。）を行使することができる。
- 2 取得の条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得価額

A種優先株式の取得価額は、1株につき金8000円とする。

(2) 取得価額の調整

(a) 取得価額は、A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後の取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

調整後

$$\text{取得価額} = \text{調整前取得価額} \times$$

株式分割前発行済普通株式数

株式分割後発行済普通株式数

(ii) 当社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生の際をもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数は含まないものとする。

調整後

併合前発行済普通株式数

$$\text{取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{合併後発行済普通株式数}}{\text{調整前発行済普通株式数}}$$

- (iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。
なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって当会社の株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。
調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（当会社の株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（新株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。
調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役会の決議により適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前（i）のほか、当会社の発行済普通株式数（但し、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記（a）（iv）に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (iv) 上記（a）（v）に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、四位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれ

を行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

(3) 取得価額の調整を行わない場合

本項第(2)号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、取得価額の調整は行わない。

- (a) A種優先株主の全員が、調整を不要とするにつき書面により同意したとき。
- (b) 当会社又は当会社の子会社の取締役又は従業員に限り、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行するとき。但し、当会社の発行する全ての新株予約権について、その目的たる株式の数が発行時における当会社の発行済株式総数の10分の1を超える場合は、(2)(a)(v)に基づき取得価額の調整を行うものとする。

(4) 取得請求権の行使によりA種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付される当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、取得請求権の行使の結果交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{交付する当会社の普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求権の行使のために提出したA種優先株式の基準価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

なお、A種優先株式1株の取得により交付される当会社の普通株式の株式数を、本定款においてA種優先取得比率という。
上記のA種優先株式の基準価額(当初金8000円)は、A種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には取締役会の決議により適切に調節される。

【取得条項付株式：一斉取得】

- 1 当会社が、国内外の証券取引所に対し株式公開するべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式公開に関する主幹事証券会社からA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えにA種優先株主に対し当会社の普通株式を交付するべき旨(A種優先株式の普通株式への転換)の要請を受けた場合には、当会社は取締役会の定める日をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得し、引換えにA種優先株主に対し当会社の普通株式を交付することができるものとする。取得によって発行すべき普通株式の内容、数その他の条件については、【普通株式と引換えにする取得請求権：普通株式への転換】の定めを準用する。
- 2 種類株式の取得の時期に関する証券取引所又は日本証券業協会の取扱いが変更された場合は、A種優先株主は、本条に定める取得時期を、かかる取扱いの変更に応じて変更することを当会社に請求することができるものとする。

【議決権】

- A種優先株主は、当会社の株主総会において、次の通り議決権を有する。
- ①通常の株主総会(通常実施される定時株主総会もしくは臨時株主総会)保有するA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
 - ②A種優先株主のみを構成員とする株主総会(以下「A種株主総会」という。)保有するA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

【種類株主総会】

- 1 当会社が、以下の事項を決定する場合に限り、会社法の規定による取締役会決議又は株主総会決議(会社法に定める法定の種類株主総会を含む。)

東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番5号
株式会社イミュノフロンティア
会社法人等番号 0199-01-106111

	のほか、A種株主総会の決議を要する。なお、本条に定めるA種株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数をもって決する。また、当会社の全ての取締役が承認し、かつ当該内容をA種優先株主に書面にて通知した場合は、A種株主総会の決議を要しないものとする。 (1) 定款の変更 (2) 株式の発行（自己株式の処分を含むが、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使により株式を発行する場合及びA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する場合は除く。） (3) 新株予約権、新株予約権付社債その他当会社の株式への転換、かかる株式との交換、又はかかる株式の取得が可能な証券又は権利の発行又は付与 (4) 合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、その他の企業結合又は第三者との資本提携 (5) 自己株式の取得、資本減少、又はその他の資本の変更（法定準備金の減少を含む。） (6) 解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始もしくはその他の倒産手続開始の申立て (7) 代表取締役の選任、もしくは解任 (8) 残余財産の分配、剰余金の配当をなすとき (9) 各種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付するための条件について変更するとき 2 当会社は、普通株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合のほか、会社法199条第4項、同238条第4項、同239条第4項、同795条第4項等、法令上可能な範囲で、普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しないものとする。 3 種類株主総会については、定款『第4章 株主総会』の規定を準用する。 平成19年 9月14日変更 平成19年 9月21日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡し、又は取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成19年 6月 1日設置 平成19年 6月 4日登記
役員に関する事項	取締役 菱田 忠士 平成17年12月 8日重任
	取締役 菱田 忠士 平成19年12月21日重任 平成20年 1月 9日登記
	取締役 菱田 忠士 平成20年12月18日重任
	平成21年 1月15日登記

東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番5号
 株式会社イミュノフロンティア
 会社法人等番号 0199-01-106111

	取締役	森 英 輔	平成18年12月21日就任
			平成19年12月21日退任
			平成20年 1月 9日登記
	取締役	加 藤 啓 一	平成18年12月21日就任
			平成19年12月21日退任
			平成20年 1月 9日登記
	取締役	山 田 英	平成17年12月 8日重任
	社外取締役		
	取締役	山 田 英	平成19年12月21日重任
	(社外取締役)		平成20年 1月 9日登記
	取締役	山 田 英	平成20年12月18日重任
	(社外取締役)		平成21年 1月15日登記
	取締役	松 尾 康 顕	平成18年12月21日就任
	社外取締役		
			平成19年 5月30日辞任
			平成19年 6月 4日登記
	取締役	木 村 正 伸	平成19年 5月30日就任
			平成19年 6月 4日登記
	取締役	木 村 正 伸	平成19年12月21日重任
			平成20年 1月 9日登記
	取締役	木 村 正 伸	平成20年12月18日重任
			平成21年 1月15日登記

東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番5号
株式会社イミュノフロンティア
会社法人等番号 0199-01-106111

取締役 (社外取締役)	柳 原 恒 彦	平成19年 5月30日就任
		平成19年 6月 4日登記
取締役 (社外取締役)	柳 原 恒 彦	平成19年12月21日重任
		平成20年 1月 9日登記
取締役 (社外取締役)	柳 原 恒 彦	平成20年12月18日重任
		平成21年 1月15日登記
取締役	谷 口 公 嗣	平成19年 7月 1日就任
		平成19年 7月 4日登記
取締役	谷 口 公 嗣	平成19年12月21日重任
		平成20年 1月 9日登記
取締役	谷 口 公 嗣	平成20年12月18日重任
		平成21年 1月15日登記
取締役 (社外取締役)	珠 玖 洋	平成20年12月18日就任
		平成21年 1月15日登記
東京都世田谷区瀬田一丁目9番27-303号 代表取締役 菱 田 忠 士		平成17年12月 8日重任
		平成19年 7月 2日辞任
		平成19年 7月 4日登記
千葉県市川市行徳駅前三丁目2番12号 代表取締役 谷 口 公 嗣		平成19年 7月 2日就任
		平成19年 7月 4日登記
千葉県市川市行徳駅前三丁目2番12号 代表取締役 谷 口 公 嗣		平成19年12月21日重任
		平成20年 1月 9日登記
千葉県市川市行徳駅前三丁目2番12号 代表取締役 谷 口 公 嗣		平成20年12月18日重任
		平成21年 1月15日登記
監査役	鈴 木 茂	平成17年12月 8日就任

整理番号 ク234157

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

8/24

東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番5号
株式会社イミュノフロンティア
会社法人等番号 0199-01-106111

	監査役 小 椋 英 正 (社外監査役)	平成19年12月21日就任 平成20年 1月 9日登記
	監査役 小 峰 雄 一 (社外監査役)	平成19年12月21日就任 平成20年 1月 9日登記 平成20年12月18日辞任 平成21年 1月15日登記
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成19年12月21日就任 平成20年 1月 9日登記
	会計監査人 監査法人トーマツ	平成20年12月18日重任 平成21年 1月15日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、社外取締役もしくは社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	
支 店	1 三重県津市栗真町屋町1577番地	
新株予約権	第1回新株予約権 (い) 新株予約権の数 5550個。 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は1株とする。ただし、後記に定める株式数の調整を行なった場合は、新株予約権ごとに目的となる株式数について同様の調整を行なう。 3350個。 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は1株とする。ただし、後記に定める株式数の調整を行なった場合は、新株予約権ごとに目的となる株式数について同様の調整を行なう。 平成19年10月31日変更 平成19年11月12日登記 2100個。 なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は1株とする。ただし、後記に定める株式数の調整を行なった場合は、新株予約権ごとに目的となる株式数について同様の調整を行なう。 平成20年 3月31日変更 平成20年 4月30日登記	

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

(1) 当社普通株式 5550株とする。

(2) 当社が、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

なお、分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(ただし、調整後生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。この端数処理は新株予約権の発行後は新株予約権者毎に計算の上行われるものとする。)

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併または株式交換もしくは株式移転を行なう場合、当社が、後記に定める行使価額を下回る価額での新株発行もしくは自己株式の処分を行なう場合、または当社が目的となる株式1株当りの発行価額が、行使価額を下回る新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行を行なう場合には、新株予約権の目的たる株式の数について、当社の取締役会において合理的な範囲で適切に必要と認める調整を行なうものとする。

(1) 当社普通株式 3350株とする。

(2) 当社が、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

なお、分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(ただし、調整後生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。この端数処理は新株予約権の発行後は新株予約権者毎に計算の上行われるものとする。)

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併または株式交換もしくは株式移転を行なう場合、当社が、後記に定める行使価額を下回る価額での新株発行もしくは自己株式の処分を行なう場合、または当社が目的となる株式1株当りの発行価額が、行使価額を下回る新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行を行なう場合には、新株予約権の目的たる株式の数について、当社の取締役会において合理的な範囲で適切に必要と認める調整を行なうものとする。

平成19年10月31日変更

平成19年11月12日登記

- (1) 当社普通株式 2100株とする。
- (2) 当社が、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。
なお、分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (ただし、調整後生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。この端数処理は新株予約権の発行後は新株予約権者毎に計算の上行われるものとする。)
- (3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併または株式交換もしくは株式移転を行なう場合、当社が、後記に定める行使価額を下回る価額での新株発行もしくは自己株式の処分を行なう場合、または当社が目的となる株式1株当りの発行価額が、行使価額を下回る新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行を行なう場合には、新株予約権の目的たる株式の数について、当社の取締役会において合理的な範囲で適切に必要と認める調整を行なうものとする。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月30日登記

各新株予約権の発行価額
無償とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

- (1) 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という)は、金1万円とする。
各新株予約権(新株予約権1個当たり)の行使に際して払込みをすべき金額は、行使価額に新株予約権1個当りの目的となる株式数を乗じた金額とする。

- (2) 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。
調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生の日以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 新株予約権発行後、本項(6)号に掲げる事由が生ずる場合は、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行前の株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済株式総数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行なう場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と、「1株当たり払込金額」は「1株当たり譲渡価額」と、それぞれ読み替えるものとする。

- (4) 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、四捨五入小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式数とする。
- (5) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。
- (6) 本項(3)号に定める行使価額調整式により行使価額の調整を行なう場合および調整後の行使価額の適用時期は、次の①もしくは②に定めるところによる。
- ① 時価(ただし、株式上場前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもうで当社普通株式を新規に発行または自ら保有する当社株式を移転等処分する場合(ただし、新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、および新株引受権証券による権利行使、並びに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く)。調整後の行使価額は、株式発行(もしくは株式移転等処分)の効力発生日以降、または、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ② 時価を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権または新株予約権を付与された証券を発行する場合。調整後の行使価額は、その新株予約権もしくは証券の発行日に、または、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権もしくは証券の全てが行使されたものとみなし、行使価額調整式における「1株当り払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株の発行価額を使用して計算される額とし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。
- (7) 本項(6)号に掲げた事由によるほか、次の①ないし③に該当する場合には、当社は新株予約権者に対し、あらかじめ、その旨並びにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、取締役会において行使価額の調整を適切に行なうものとする。
- ① 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② 上記①のほか、当社の発行済株式数に変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ いずれかの新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (1) 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という)は、金899円とする。
各新株予約権(新株予約権1個当たり)の行使に際して払込みをすべき金額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
- (2) 新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。
調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生のとき以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 新株予約権発行後、本項(6)号に掲げる事由が生ずる場合は、次の

行使価額調整式をもって行使価額を調整するものとする。

$$\begin{array}{c} \text{新株発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array} \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{既発行} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \quad \text{新株発行前の株価}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における当社の発行済株式総数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行なう場合は、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と、「1株当たり払込金額」は「1株当たり譲渡価額」と、それぞれ読み替えるものとする。

- (4) 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式数とする。

- (5) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

- (6) 本項(3)号に定める行使価額調整式により行使価額の調整を行なう場合および調整後の行使価額の適用時期は、次の①もしくは②に定めるところによる。

- ① 時価（ただし、株式上場前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。）を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行または自ら保有する当社株式を移転等処分する場合（ただし、新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、および新株引受権証券による権利行使、並びに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く）。
調整後の行使価額は、株式発行（もしくは株式移転等処分）の効力発生日以降、または、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ② 時価を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権または新株予約権を付与された証券を発行する場合。
調整後の行使価額は、その新株予約権もしくは証券の発行日に、または、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権もしくは証券の全てが行使されたものとみなし、行使価額調整式における「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株の発行価額を使用して計算される額とし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

- (7) 本項(6)号に掲げた事由によるほか、次の①ないし③に該当する場合には、当社は新株予約権者に対し、あらかじめ、その旨並びにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、取締役会において行使価額の調整を適切に行なうものとする。

- ① 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
② 上記①のほか、当社の発行済株式数に変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
③ いずれかの新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

平成20年 7月31日変更 平成20年 9月 9日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成17年10月26日から平成27年3月14日まで。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

また、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別段の定めをする場合は、その条件にも従うものとする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権または新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認めないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- (2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

- (1) 新株予約権者が、下記①または②のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で取得することができる。
 - ① 当社または当社子会社（将来における子会社を含む。）の取締役、監査役もしくは従業員。
 - ② 当社取締役会において、社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された者。
- (2) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合、当社は、当該新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について、いつでもこれを無償にて取得することができる。

第2回新株予約権

新株予約権の数

3,000個。（新株予約権1個当りの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

- (1) 当社普通株式 3,000株とする。
- (2) 当社が、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。
なお、分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

（調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。この端数処理は、割当日後、新株予約権者毎に計算の上行われるもの

とする。)

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 新株予約権1個当たりの行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

(2) 行使価額は、金1745円とする。

(3) 新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)

(4) 新株予約権割当日後、本項(7)号第①号または第③号に挙げる事由が生ずる場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。

調整後 既発行 調整前 新発行 1株当り
株式数 × 行使価額 + 株式数 × 払込金額
行使価額 =

既発行株式数 + 新発行株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 行使価額調整の算式の計算については1円未満の端数は切り上げる。行使価額調整の算式で使用する既発行株式数は、調整後の行使価額を適用する前日における当社の発行済株式数とする。

(6) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項が決定次第直ちに新株予約権者に対してその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

(7) 行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

① 時価(ただし、株式上場前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合、調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は株式分割または株式併合の割当日の翌日以降これを適用する。

③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合、調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用する。

(8) 上記(7)号に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月20日から平成28年7月18日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

第3回新株予約権 (い)

新株予約権の数

3600個。

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

3300個。

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

平成20年12月31日変更 平成21年 1月15日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 当社普通株式 3600株とする。

(2) 当社が、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)または株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。なお、分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。この端数処理は、割当日後、新株予約権者毎に計算の上行われるものとする。)

(1) 当社普通株式 3300株とする。

(2) 当社が、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)または株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。

なお、分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。この端数処理は、割当日後、新株予約権者毎に計算の上行われるものとする。)

平成20年12月31日変更 平成21年 1月15日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 新株予約権1個当たりの行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

(2) 行使価額は、金1万2000円とする。

(3) 新株予約権割当日後、当社が株式分割を実施する場合、普通株式の無償割当てをする場合、または株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を適切に調整し、調整により1円未満の端数が発生する場合は、これを切上げる。

調整後 調整前 手続き実施前の発行済普通株式総数

行使価額＝行使価額×

手続き実施後の発行済普通株式総数

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

(4) 新株予約権割当日後、本項(7)号第①号または第③号に挙げる事由が生ずる場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。

既発行 調整前 新発行 1株当り

調整後 株式数×行使価額+株式数×払込金額

行使価額＝

既発行株式数+新発行株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 行使価額調整の算式の計算については1円未満の端数は切上げる。行使価額調整の算式で使用する既発行株式数は、調整後の行使価額を適用する前日における当社の発行済株式数とする。

(6) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項が決定次第直ちに新株予約権者に対してその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

(7) 行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

① 調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式を交付する場合

(ただし、会社が発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、会社の普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割または会社の普通株式の無償割当てをする場合、株式の併合をする場合、調整後の行使価額は、当該普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、会社の普通株式の無償割当てにおいて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その翌日以降、または会社の普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に会社の普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当て

の効力発生日の翌日以降、これを適用する。また、株式の併合をする場合は、当該株式の併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 調整前行使価額を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の普通株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、交付する価額の定めがない証券については、当該証券の払込金額を交付する会社の普通株式の数で除した金額が行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る場合）。調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式、取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利の全てが当初の条件で取得されまたは請求もしくは行使されて会社の普通株式が交付されたものとみなし、行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- (8) 上記(7)号に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知し、行使価額の調整を適切に行うものとする。

- (1) 新株予約権1個当たりの行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

- (2) 行使価額は、金1万1253円とする。

- (3) 新株予約権割当日後、当社が株式分割を実施する場合、普通株式の無償割当てをする場合、または株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を適切に調整し、調整により1円未満の端数が発生する場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- (4) 新株予約権割当日後、本項(7)号第①号または第③号に掲げる事由が生ずる場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新発行 1株当り 株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (5) 行使価額調整の算式の計算については1円未満の端数は切上げる。行使価額調整の算式で使用する既発行株式数は、調整後の行使価額を適

用する前日における当社の発行済株式数とする。

(6) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項が決定次第直ちに新株予約権者に対してその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

(7) 行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

① 調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式を交付する場合(ただし、会社が発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降、会社の普通株式の株主(以下「普通株主」という。))に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割または会社の普通株式の無償割当てをする場合、株式の併合をする場合。調整後の行使価額は、当該普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、会社の普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その翌日以降、または会社の普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主(普通株主を除く。)に会社の普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。また、株式の併合をする場合は、当該株式の併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③ 調整前行使価額を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の普通株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))、または調整前行使価額を上回る価額をもって会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)) (ただし、交付する価額の定めがない証券については、当該証券の払込金額を交付する会社の普通株式の数で除した金額が行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る場合)。調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式、取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券または権利の全てが当初の条件で取得されまたは請求もしくは行使されて会社の普通株式が交付されたものとみなし、行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(8) 上記(7)号に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

平成19年10月23日変更 平成19年11月12日登記

(1) 新株予約権1個当たりの行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

(2) 行使価額は、金9795円とする。

(3) 新株予約権割当日後、当社が株式分割を実施する場合、普通株式の無償割当てをする場合、または株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を適切に調整し、調整により1円未満の端数が発生する場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

(4) 新株予約権割当日後、本項(7)号第①号または第③号に挙げる事由が生ずる場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新発行 1株当り 株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 行使価額調整の算式の計算については1円未満の端数は切上げる。行使価額調整の算式で使用する既発行株式数は、調整後の行使価額を適用する前日における当社の発行済株式数とする。

(6) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項が決定次第直ちに新株予約権者に対してその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知しなければならない。

(7) 行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

① 調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式を交付する場合（ただし、会社が発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、会社の普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割または会社の普通株式の無償割当てをする場合、株式の併合をする場合、調整後の行使価額は、当該普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、会社の普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その翌日以降、または会社の普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に会社の普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。また、株式の併合をする

場合は、当該株式の併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③ 調整前行使価額を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の普通株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、交付する価額の定めがない証券については、当該証券の払込金額を交付する会社の普通株式の数で除した金額が行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る場合）。調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式、取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利の全てが当初の条件で取得されまたは請求もしくは行使されて会社の普通株式が交付されたものとみなし、行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(8) 上記(7)号に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知しうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

平成20年 7月31日変更 平成20年 9月 9日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成19年9月1日から平成29年7月5日まで。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

(2) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

平成19年 8月31日発行

平成19年 9月 5日登記

第1回転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権
新株予約権の数

49個。

なお、本社債1口につき新株予約権1個を付して発行されるものとし、新株予約権1個あたりの目的たる株式の種類及び数は、社債1口の金額（金408万円）を転換価額（後記に定める。）にて除した数となる。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とし、本新株予約権の行使により発行または移転（以下、総称して「交付」という。）する株式の数は次に定める通りとする。

（交付する株式数）＝（行使のために提出した本社債の総額）÷（転換価額）
交付する株式数の算定にあたり1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。なお、ここらいう転換価額とは、本新株予約権の行使に際して普通株式1株あたりにつき出資される財産価額をいう。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする（無償）。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

【1】転換価額

転換価額は、金4000円とする。ただし、転換価額は、後記「転換価額の調整」の規定に従い調整される。

【2】転換価額の調整

- ① 当社が株式分割を実施する場合、株式の無償割当てをする場合、または株式の併合を行う場合は、次の算式により転換価額を適切に調整する。なお、転換価額の調整により1円未満の端数が発生する場合は、これを切上げる（以下同様とする）。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- ② 新株予約権割当日後、次のイからハまでに挙げる事由が生ずる場合は、次の算式により転換価額を調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前転換価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

イ 時価（ただし、株式上場前においては、転換価額調整式に使用する調整前転換価額をいう。以下同様とする。）を下回る価額をもって会社の株式を交付する場合（ただし、会社が発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、会社の普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

ロ 株式分割または会社の株式の無償割当てをする場合、株式の併合を

東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番5号
株式会社イミュノフロンティア
会社法人等番号 0199-01-106111

する場合。

調整後の転換価額は、当該株式の株式分割のための基準日の翌日以降、会社の株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その翌日以降、または会社の株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主に会社の株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。また株式の併合をする場合は、当該株式の併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または調整前転換価額を下回る価額をもって会社の株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、交付する価額の定めがない証券については、当該証券の払込金額を交付する会社の株式の数で除した金額が転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る場合）。

調整後の転換価額は、発行される取得条項付株式、取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利の全てが当初の条件で取得されまたは請求もしくは行使されて会社の株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額本新株予約権の行使があった場合、当社は当該権利行使のあった本新株予約権が付された本社債の払込金額全額について期限の利益を当然に放棄し、当該本新株予約権の権利者は当該本社債をその額面金額と同額で現物出資したものとす。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月31日から平成22年12月30日（償還日の前日）までただし、最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。

新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使期間中いつでもこれを行うことができる。
- ② 本社債につき繰上償還又は買入消却がなされた場合は、以後当該本社債に付された本新株予約権は行使することができない。
- ③ 本新株予約権の行使は各本社債単位で行うものとし、各本社債に付された本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 上記②による他、行使できなくなった本新株予約権は、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

平成20年 7月30日発行

平成20年 8月 1日登記

取締役会設置会社
に関する事項

取締役会設置会社

整理番号 ク234157

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

23/24

東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番5号
株式会社イミューフロンティア
会社法人等番号 0199-01-106111

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成19年12月21日設定	平成20年 1月 9日登記
		平成20年12月18日廃止	平成21年 1月15日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成19年12月21日設定	平成20年 1月 9日登記
登記記録に関する事項	平成18年12月22日三重県津市一身田上津部田1547番地32から本店移転 平成19年 1月11日登記		

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(東京法務局管轄)

平成21年 5月 1日
東京法務局品川出張所
登記官

佐 治 輝 好



整理番号 ク234157

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

24/24

PATENT

RECORDED: 09/25/2009

REEL: 023282 FRAME: 0430